

特別支援教育就学奨励費のご案内

■特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学級等に通うお子さんをお持ちの保護者の方に対し、給食費や学用品費等の一部を支給することで、経済的な負担を軽減するための制度です。

■対象となる方

特別支援学級に通うお子さん*をお持ちの保護者の方。

- ◎ 就学援助・生活保護を受けている方、世帯の前年所得が基準額を上回る方は、一部費目のみが対象です。
- ◎ 通級指導教室に通うお子さんは、通学費のみが対象です。

*通常の学級に通うお子さんでも就学支援委員会で「特別支援学校」が適と判断されたことがある場合は対象となりますが、就学支援委員会で「特別支援学級」が適と判断された場合は対象とはなりません。

■申請方法

対象となる方には、学校から4月頃申請書類を配布します。

- ◎ 受給を希望する方で令和2年1月2日以降に所沢市に転入した方は、世帯員のうち所得のある方全員分の前市区町村発行の前年所得を証明する書類(6月以降に取得できます)を提出してください。

■所得審査結果の通知

8月頃、教育委員会より郵送で通知します(辞退者を除く)。

- 支給内容(予定) ※世帯の前年所得が基準を上回る方(支弁区分3)、就学援助・生活保護を受けている方は★の費目のみが対象です。

支給費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2・3年
給食費	実費×1/2			
通学費★	実費(最も経済的な経路・方法による)※支弁区分3は1/2			
職場実習交通費★			実費	
宿泊学習費★	宿泊費:実費×1/2 交通費:実費 ※支弁区分3は交通費のみ1/2			
修学旅行費	実費×1/2(上限額:10,790円)		実費×1/2(上限額:28,860円)	
林間学校費	実費×1/2(上限額:1,845円)		実費×1/2(上限額:3,105円)	
校外活動費	実費×1/2(上限額:800円)		実費×1/2(上限額:1,155円)	
学用品・通学用品購入費	実費×1/2 (上限額:5,820円)	実費×1/2 (上限額:6,950円)	実費×1/2 (上限額:11,370円)	実費×1/2 (上限額:12,500円)
新入学児童生徒学用品 通学用品購入費 ※注1	実費×1/2 (上限額:25,555円)		実費×1/2 (上限額:28,990円)	

注1:新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、就学援助や生活保護で入学前に支給された方は対象となりません。

- ◎ 学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給にあたっては、購入額を確認するため、領収書を提出していただきます(詳細は裏面参照)。
- ◎ 支給内容は変更となる可能性があります。年度途中の入級者は一部支給されない費目があります。

■支給時期

年3回(1学期分⇒10月 / 2学期分⇒1月 / 3学期分⇒3月)

【特別支援教育就学奨励費における学用品費等の購入額の確認について】

特別支援教育就学奨励費の支給にあたっては、領収書等で購入額を確認したうえで支給額の算定を行います。お手続きをおかけしますが、領収書等の提出についてご協力をお願いします。

1. 領収書等の提出が必要となる経費

	具体的な物品の例
学用品・通学用品購入費 (全学年)	ノート、筆記用具、体育用靴、体操着 通学用靴、雨具(雨傘、雨靴、レインコート)、帽子、定期入れ 等
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費 (1年生のみ) ※注1	ランドセル、カバン、通学用服(制服)、通学用靴、 雨具(雨傘、雨靴、レインコート)、上履き、帽子、定期入れ 等

注1：新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、就学援助や生活保護で入学前に支給された方は対象となりません。

◎学校でまとめて集金する、ドリルなどの教材費、調理実習などの材料費等については、学校からの報告により支給しますので、領収書の提出は不要です。

2. 対象となる物品の購入時期

原則として前年度3月～当該年度2月に購入したものを。

◎新入学説明会の際に購入したものなど、当該年度中に使用するために購入したことが明らかなものについては、それ以前に購入した場合でも支給対象とします。

3. 領収書等の提出のしかた

(1) 提出が必要な方

所得審査の結果、支弁区分「2」と認定された方。

(世帯の前年所得が基準より少なく就学援助・生活保護を受けていない方)

(2) 提出していただくもの

申立書に購入日・購入品目・購入価格が記載された領収書等を貼付してご提出ください。

◎申立書は、8月頃所得審査の結果通知とともに、提出が必要な方のみに送付します。

◎領収書等には、レシート、クレジットカードの支払明細書を含みます(コピー可)。

◎領収書等を紛失した場合には、購入した物品の金額を客観的に示すもの(チラシ、カタログなど)を添付してください。

(3) 提出の時期

令和3年2月上旬までに学校に提出

◎3月にまとめて支給します。学期ごとの支給を希望される場合、1学期分を9月中旬まで、2学期分を12月中旬までに学校にご提出ください。

－お問合せ－

所沢市教育委員会 教育総務課

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1

(平日 8:30～17:15)

電話 04-2998-9232

ファクス 04-2998-9128

メール a9232@city.tokorozawa.lg.jp